

# 北九州市いじめ防止基本方針（案）

平成26年〇月

北九州市

はじめに	1
1 いじめの定義と理解	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの理解	
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方・基本姿勢	3
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
3 いじめの防止等の対策	4
(1) いじめの防止等に対する市の施策	
① いじめの防止等のための組織の設置等	
② 法に基づく取組状況の把握と検証	
③ いじめの防止等のために市が実施する施策	
(2) いじめの防止等に対する学校の施策	
① 学校いじめ防止基本方針の策定	
② いじめの防止等の対策のための組織	
③ 法に基づく取組状況の把握と検証	
④ いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	
4 重大事態への対処	11
(1) 重大事態の意味	
(2) 教育委員会又は学校による調査	
(3) 調査結果の提供及び報告	
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

北九州市は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、市・学校・市民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「北九州市いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定する。

## 1 いじめの定義と理解

### (1) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

- ◆心理的な影響：冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団により無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ◆物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。こうした場合、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と密に連携した対応を取ることが必要である。

## (2) いじめの理解

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援することが重要である。

そのため、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

また、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒は、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。加えて、当該児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解する認識を持ちにくいこともある。これらの点にも十分に留意する必要がある。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方・基本姿勢

- ◆ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ◆ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ◆ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本市においては、上記3つの考え方を基本に、市・学校・家庭・地域・関係機関と連携を図り、取組を推進するものとする。

### (1) いじめの未然防止

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、教職員をはじめとする関係者が一体となった継続的な取組を行うことが重要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域においても、いじめを見逃さず、これを決して許さないとの強い姿勢を持って、学校と一体となった取組を推進することが必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが重要である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、教育委員会及び学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導を行う等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関との連携を図ることが重要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、さらには、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが必要である。

### (4) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携を図ることが重要である。

このため、特に、学校評議員やPTA、地域の関係団体と学校が、いじめの問題について共通認識を持ち、連携して取り組むように努めることが必要である。

### (5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携を図るため、平素から、教育委員会や学校と関係機関との情報交換や会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 3 いじめの防止等の対策

### (1) いじめの防止等に対する市の施策

市はいじめの防止等のため対策を策定し推進する。また、これに必要な措置を講ずる。

#### ① いじめの防止等のための組織の設置等

本市においては、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係機関・団体で構成する、本市におけるいじめの防止等に係る対策について検討する組織を整備する。

また、本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例で定めるところにより、教育委員会に附属機関を設置する。当附属機関は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。そのため、組織の構成は、調査を前提として、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者

と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

## ② 法に基づく取組状況の把握と検証

教育委員会は、設置する付属機関において、本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、その結果を指導の改善に生かすよう学校を指導する。

## ③ いじめの防止等のために市が実施する施策

### ア いじめを生まない教育活動の推進

- ・ いじめの防止等の重要性に対する児童生徒の理解を深めるとともに、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進するために、本市では毎年9月を「いじめ撲滅強化月間」と設定している。特に、この期間において、ポスター作成やいじめをしない意思表示を行う運動等、児童生徒による主体的な活動を行ういじめ撲滅の取組を推進する。
- ・ 道徳教育、心の教育の推進やふれあい合宿、自然教室等の体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実を図る。
- ・ 児童生徒のコミュニケーション能力を育み、いじめを生まない取組を一層推進する。

### イ いじめの早期発見

- ・ 児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないようにするなど、いじめのサインと早期発見の方法などをきめ細かく整理した、教育委員会作成の教職員用の指導書「いじめ問題を見逃さないために」を適宜改訂の上配布し、教職員における活用の推進を図る。
- ・ いじめに関するアンケートの定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を引き続き推進する。なお、学期に1回以上の定期的なアンケートや教育相談の実施、年1回以上の教育委員会作成アンケートの実施・面談等の取組を推進する。
- ・ 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、学校で認知したいじめに関する教育委員会への報告体制の整備に努める。
- ・ 各学校において、パソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会等を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の徹底やいじめに関する指導の充実に努めるとともに、保護者への啓発を推進することにより、インターネット・リテラシーの向上に努める。
- ・ 学校非公式サイト、ブログ、ツイッター等への誹謗中傷の書き込みなど、ネットを通じて行われるいじめに対し、実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。
- ・ 市内郵便局と連携した「子どもの見守り活動（ポスト・パトロール・ネットワーク）」など、地域との連携によるいじめの未然防止、早期発見を行う。

ウ いじめへの対処

- ・ いじめがあると思われる場合の事実関係の把握など、いじめの早期対応に必要な事項などをきめ細かく整理した、教育委員会作成の教職員用の指導書「いじめ問題を見逃さないために」を適宜改訂の上配布し、教職員における活用の推進を図る。
- ・ 「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- ・ 学校支援担当指導主事による学校訪問で事案に対する指導・助言を行う。
- ・ 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- ・ 必要がある場合は、教育委員会の附属機関により調査を行う。

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- ・ スクールカウンセラーを全中学校区に配置・全小学校へ派遣するとともに、学校からの要望に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し相談活動の充実を図る。
- ・ 市子ども総合センター作成の相談窓口紹介カード（「24時間子ども相談ホットライン」）の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ・ 学校の求めに応じて派遣される人材の確保等必要な措置のため、関係機関・団体との連携をより一層強化する。

オ 教員研修の充実

- ・ 生徒指導主事・主任会議における研修を充実させるとともに、指導主事の学校訪問による生徒指導研修等の一層の充実を図る。
- ・ 全市一斉いじめに関するアンケートの実施・集約・分析・検証を行い、校・園長会議や生徒指導主事・主任会議において、本市におけるいじめの現状について研修会を行う。

カ 家庭や地域との連携

- ・ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、啓発リーフレットの家庭への配布や相談窓口紹介カード（「24時間子ども相談ホットライン」）の配布など家庭への支援を継続し、啓発活動の推進に努める。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等によるインターネット利用を通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、啓発リーフレット等において、ネットを通じて行われるいじめに関する内容のより一層の充実に努める。
- ・ 市PTA協議会によるいじめ撲滅に向けた取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係機関・団体と連携した取組の一層の充実に努める。

キ 関係機関との連携

福岡県警察、市児童相談所、法務局などの関係機関との連携を図る上から、日頃から



情報交換や連絡会議の開催などに努め、情報共有できる体制を構築しておくことが必要である。

ク 重大事態への対処

→p11「4 重大事態への対処」を参照

ケ 適切な学校評価・教員評価

- ・ 学校評価におけるいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視する。また、評価報告書は教育委員会に提出することを求める。
- ・ いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDC Aサイクル（計画→実行→評価→改善）に基づき行うよう必要な指導・助言を行う。
- ・ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう必要な指導・助言を行う。
- ・ 教員評価におけるいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かすよう必要な指導・助言を行う。

## (2) いじめの防止等に対する学校の施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を策定し推進する。

### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国や市の基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を盛り込んだ「学校基本方針」として策定する。

学校基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめへの対処、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止や早期発見などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

策定に当たっては、教育委員会が作成した「学校いじめ防止基本方針策定要領」等を参照する。加えて、検討する段階から学校評議員、PTA役員、保護者等、地域の方の参画や、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒や地域を巻き込んだ方針とすることが有効と考えられる。

さらに、学校基本方針が適切に機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDC Aサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページで広く周知を図るものとし、教育委員会にも提出する。また、実情に応じて通信物等を保護者や地域にも配布し、

啓発を図ることが望ましい。

## ② いじめの防止等の対策のための組織

法第22条の規定に基づき、学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進することを目的とした学校におけるいじめの防止等の組織を設置することとされている。

本市においては、これまでも組織的な学校体制の構築等に取り組んできており、既存の「校内いじめ問題対策委員会」等を活用した取組を継続する。

また、「校内いじめ問題対策委員会」等には、スクールカウンセラーなどの外部の専門家を加えるなど、学校の実情に応じて校長が定めるものとする。

当組織の主な役割として、次のようなものが考えられる。

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核としての役割 など

## ③ 法に基づく取組状況の把握と検証

学校においては、学校基本方針に基づくいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、その結果を指導の改善に活かすようにする。

## ④ いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

学校は、教育委員会と連携して、国基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」や教育委員会作成の「いじめ問題をみすごさないために」などを参考にしながら、次の事項に留意し、計画・取組など創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

### ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

そのため、教職員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよ

う、その指導の在り方に注意を払うなどいじめ問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。

#### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。あわせて、学校は、いじめに関するアンケートや教育相談の実施等により、児童生徒がいじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。

#### ウ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに、かつ、組織的に対応することが重要であり、学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

##### ○ いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒への対応にあたっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢の下、以下のような対応及び支援を講じていく必要がある。

- ・ いじめの事実関係を正確に把握すると同時に校長に第一報を伝える。
- ・ いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援を行う。
- ・ 校長、関係職員及び保護者に対して、把握した事実と今後の対応を伝える。
- ・ 保護者と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整える。
- ・ 犯罪と思われるいじめに関しては、警察等の関係機関と連携する。
- ・ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進する。

##### ○ いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒に対しては、家庭環境やその児童生徒の特性などに配慮し、以下のような措置を講じていく必要がある。

- ・ いじめの事実と経過を、複数の職員で確認すると同時に校長に第一報を伝える。
- ・ 校長、関係職員及び保護者に対して、把握した事実関係を正確に伝える。
- ・ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図る。
- ・ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導する。

##### ○ 周りの児童生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして、誰にも発信しない児童生徒が多いことが指摘されている。いじめ問題は、加害・被害の関係児童生徒だけでなく、このような周りの児童生徒に対しても適切な指導をすることが必要である。

○ 保護者への対応における配慮事項

保護者に対しては、以下のような対応を講じていく必要がある。

- ・ 正確に把握した事実を、速やかに複数の教員で共有するとともに、できるだけ早く、家庭訪問等を行い、直接保護者に伝える。
- ・ 今後の対応を伝えるとともに、保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。
- ・ 新たに分かった事実や今後の対応方針を伝える。
- ・ 加害・被害に関わらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図る。
- ・ 今後の学校での対応を伝え、家庭に理解と協力を依頼する。
- ・ なお、問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられる。

エ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が重要である。

保護者は、児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめの問題の重要性の認識を広め、いじめを許さないなどの規範意識を養うためには、家庭と緊密に連携することが必要である。また、児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることでいじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などへ児童生徒の参加を積極的に促すことも有効である。

オ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携することが重要である。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、教育委員会との連携や、学校警察連絡協議会への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化に努める必要がある。

カ 適切な学校評価・教員評価

- ・ いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
- ・ いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。
- ・ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
- ・ いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例)
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合

ウ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

エ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととらえる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

### (2) 教育委員会又は学校による調査

#### ① 重大事態の発生と調査

ア 教育委員会における重大事態の調査

- ・ 教育委員会は、重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市長へ重大事態が発生した旨を報告する。
- ・ 教育委員会は、重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。
- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるよう

な場合には、教育委員会において調査を実施する。

- ・ 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対し、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ・ 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。

#### イ 学校における重大事態の発生と調査

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に事態発生について報告する。
- ・ 学校は、教育委員会の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするように努める。

### ② 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。教育委員会が調査を行う際には、設置する附属機関が行う。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、教育委員会又は学校は、積極的に対応する。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが重要である。これらの調査を行うに当たっては、国が示している

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に規定する調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケートや一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うことが必要である。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

- ・ 報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、教育委員会は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

#### ④ その他の留意事項

法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項の規定により行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、同条同項の規定に基づく措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は学校と連携の上、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

#### ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

#### ② 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

### (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(3)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査については、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識



及び経験を有する者で構成する付属機関等により行うこととする。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## **5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途に、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。